

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成十三年三月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市平福一丁目三〇五-二

代表取締役 中山 明憲

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ水島店

所在地 倉敷市連島三丁目一七九-一ほか

三 廃止後の店舗面積の合計

四九九平方メートル

四 廃止年月日

平成十三年一月三十一日